

車両保険 AAP・AAI

大切なお車を守るためにおすすめの補償

衝突や接触などの偶然な事故によりご契約のお車に損害が生じた場合に、保険金をお支払いします。補償の種類ごとにそれぞれ対象となる主な事故は、次のとおりです。

補償の対象となる事故

○：補償されます ×：補償されません

事故例	ご契約のお車以外の自動車との衝突・接触	飛来中・落下中の他物との衝突	火災・爆発	台風・竜巻・洪水・高潮	盗難※4	落書・いたずら・窓ガラス破損
補償の種類						
一般車両保険	○	○	○	○	○	○
エコノミーA※1	○ ※2	○ ※3	○	○	○	○ ※5

事故例	自転車との衝突・接触	電柱・ガードレールなどへの衝突	車庫入れミス	あて逃げ	墜落・転覆
補償の種類					
一般車両保険	○	○	○	○	○
エコノミーA※1	×	×	×	×	×

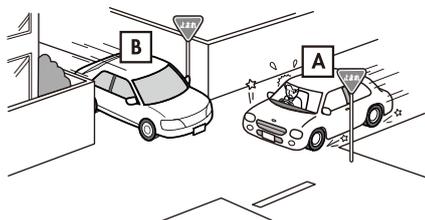
※1 「エコノミーA」とは、車両危険限定特約(エコノミーA)をセットした車両保険をいいます。
 ※2 「相手自動車(所有者がご契約のお車の所有者と異なる自動車をいいます。)」および「その運転者または所有者」が確認できる場合に限り保険金をお支払いします。
 ※3 衝突の結果生じた事故による損害を除きます。
 ※4 ご契約のお車が二輪自動車または原動機付自転車の場合は、盗難による損害に対しては、保険金をお支払いできません。
 ※5 いたずらによる損害には、ご契約のお車の運行によって生じた損害およびご契約のお車とご契約のお車以外の自動車との衝突・接触によって生じた損害を含みません。
 (注)ご契約のお車が二輪自動車、原動機付自転車、農耕作業用自動車またはA種工作車の場合など一部のご契約では、補償の種類で「エコノミーA」を選択できません。

車両保険をセットするメリット

どんなに車の運転に自信があっても、相手がある事故は避けられないことがあります。双方とも動いている場合は過失割合が生じ、ご自身のお車についても修理代金の負担が発生します。その場合に心強いのが車両保険です。大切なお車の修理費用が補償されます。

前提条件

一時停止の標識と道路標示がある道路を走行中のBが一時停止をせずに交差点に進入し、Aと衝突。
 ご契約のお車：A(被害車両(直進))
 相手の車：B(加害車両(直進))



基本過失割合	A 20% : B 80%	
A車損害	フロントバンパー右側損傷 交換 15万円 右フロントフェンダー損傷 板金塗装 45万円 右フロントヘッドライト損傷 交換 10万円 ボンネット損傷 交換 15万円 ラジエーター損傷 交換 10万円 アルミホイール(1本) 交換 5万円	損害総額 100万円
Bの損害賠償	Aに対するBの損害賠償額 100万円×80%=80万	
Aの自己負担	車両保険なしの場合、 自車損害のうち20万円の自己負担が発生	

B車の損害のうち、Aの過失割合20%を対物賠償責任保険でお支払いします。

免責金額(自己負担額)を設定することで保険料を抑えることも可能

ご契約にあたり免責金額を設定いただけます。設定いただく免責金額によって次のような「保険料負担の軽減」または「事故時の自己負担の軽減」のメリットがあります。

メリットイメージ		増額方式		定額方式
保険料負担	事故時の自己負担	事故1回目の免責金額より事故2回目以降の免責金額が増額される方式		事故回数にかかわらず免責金額を一定額とする方式
		事故1回目	事故2回目以降	
		0万円	5万円	0万円
		0万円	10万円	5万円
		5万円	10万円	7万円
		7万円	10万円	10万円
				20万円

(注1)「定額方式」については、上記以外の金額(一定の条件があります)も設定可能です。

(注2)ご契約のお車の用途車種によって設定可能な免責金額が異なります。(一部の用途車種については、「増額方式」が選択できません。)

免責金額を設定した場合、事故に遭ってしまったときの自己負担が心配というあなたに。

相手の方から支払われた賠償金を免責金額に充当できます。(回収金規定)

車両保険に免責金額を設定したからといって、必ず自己負担が発生するわけではありません。

①責任割合が発生する事故の場合にお支払いする保険金

(過失割合:契約者40%:相手60%のケース)

車両損害額(修理代) = 20万円

契約者の負担は8万円
(20万円×40%)

契約者の自動車保険の車両保険から支払われます。

相手の負担は12万円
(20万円×60%)

相手が支払います。
※相手が自動車保険に加入している場合は対物賠償責任保険から支払われます。

②車両保険に免責金額を設定した場合にお支払いする保険金

ご契約の車両保険の免責金額5万円、事故による車両損害額20万円の場合の例を過失割合ごとに見てみましょう。

免責金額=自己負担のケース (自己負担=5万円)

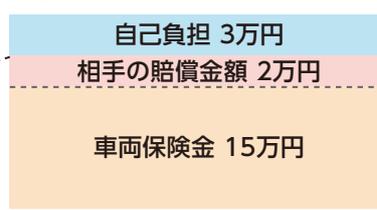
過失割合:契約者100%
相手の賠償金額:20万円×0%=0万円



契約者の過失割合が100%であったり相手のいない事故の場合には契約時に設定した免責金額を全額自己負担します。

自己負担が軽減されるケース (自己負担=3万円)

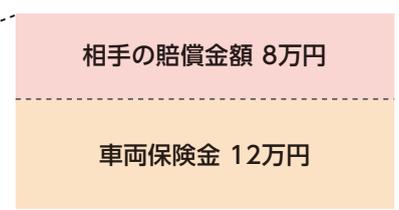
過失割合:契約者90%:相手10%
相手の賠償金額:20万円×10%=2万円



相手の賠償金額が免責金額に充当されるため自己負担は軽減されます。

自己負担が発生しないケース (自己負担=0万円)

過失割合:契約者60%:相手40%
相手の賠償金額:20万円×40%=8万円



相手の賠償金額が契約時に設定した免責金額を上回る場合には、自己負担は発生しません。

●このチラシは車両保険の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧ください。取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。

●また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。

●弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

お問い合わせ・お申し込みは

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

